

○匝瑳市企業誘致及び雇用促進に関する条例施行規則

平成18年1月23日

規則第138号

改正 平成21年3月17日規則第7号

平成22年6月21日規則第34号

平成29年3月23日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、匝瑳市企業誘致及び雇用促進に関する条例（平成18年匝瑳市条例第116号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(指定申請の手続)

第3条 条例第3条第2項に規定する申請書は、奨励措置適用工場等指定申請書（第1号様式）とする。

(指定書の交付等)

第4条 条例第3条第3項の規定による通知は、適用工場等に指定する者には奨励措置適用工場等指定書（第2号様式。以下「指定書」という。）によるものとし、申請を却下する者には奨励措置適用工場等指定却下通知書（第3号様式）によるものとする。

(雇用奨励補助金の交付申請書)

第5条 条例第7条第3項に規定する申請書は、雇用奨励補助金交付申請書（第4号様式）とする。

2 条例第7条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 奨励措置適用工場等指定書
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条第1項の労働者名簿
- (3) 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
- (4) 住民票の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 条例第7条第4項の規定による通知は、雇用奨励補助金交付決定（却下）通知書（第5号様式）によるものとする。

(交付請求)

第7条 条例第7条第5項に規定する請求書は、雇用奨励補助金交付請求書（第6号様式）によるものとする。

(承継の申請等)

第8条 条例第8条第2項に規定する申請書は、奨励措置適用工場等承継申請書（第7号様式）によるものとする。

2 条例第8条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 承継しようとする工場等に係る指定書

(2) 固定資産を承継したことを証する書類

(3) 承継しようとする者に係る次の書類

ア 承継しようとする者が行っている事業の概要を記した書面

イ 承継しようとする者が法人である場合は登記事項証明書

ウ 定款又は規約

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 条例第8条第3項の規定による通知は、奨励措置適用工場等承継承認（却下）通知書（第8号様式）によるものとする。

(記載事項の変更届出)

第9条 条例第9条の規定による届出は、申請記載事項変更届出書（第9号様式）によるものとする。

(指定取消通知)

第10条 市長は、条例第10条第1項の規定により、奨励措置適用工場等の指定を取り消し、奨励措置を停止するときは、奨励措置適用工場等指定取消通知書（第10号様式）により通知するものとする。

(返納通知)

第11条 市長は、条例第10条第2項の規定により、偽りその他不正な行為に

より適用工場の指定を受けた者に対し、奨励措置に対する費用の返還を命じる  
ときには、奨励措置返還命令書（第 1 1 号様式）により通知するものとする。

（その他）

第 1 2 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の八日市場市企業誘致条例施行規則（昭和 3 9 年八日市場市規則第 8 号）又は野栄町農村地域工業導入地区固定資産税課税免除条例施行規則（昭和 5 1 年野栄町規則第 6 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 2 1 年 3 月 1 7 日規則第 7 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の匝瑳市企業誘致条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の匝瑳市企業誘致条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 2 2 年 6 月 2 1 日規則第 3 4 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この規則による改正前の規則の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 2 9 年 3 月 2 3 日規則第 1 2 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の匠瑳市企業誘致条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の匠瑳市企業誘致及び雇用促進に関する条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

第1号様式（第3条関係）

奨励措置適用工場等指定申請書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者 住所（所在地）

事業主体の名称

代表者氏名

㊟

匝瑳市企業誘致及び雇用促進に関する条例第3条第2項の規定により、奨励措置適用工場等として指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 工場等の名称及び所在地
- 2 業種
- 3 投下固定資産総額
- 4 常用雇用する従業員数
- 5 新たに常用雇用する従業員予定数
- 6 稼動開始の予定年月日
- 7 建物及び敷地の面積並びに概要
- 8 添付書類
  - (1) 法人にあつては、商業登記簿謄本及び定款
  - (2) 個人事業者にあつては、住民票の写し又は住民票記載事項証明書
  - (3) 工場等の概要を記した書面
  - (4) 工場等の位置図及び配置図
  - (5) 財産目録及び固定資産の明細書
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第2号様式（第4条関係）

奨励措置適用工場等指定書

第 号  
年 月 日

様

匝瑳市長



年 月 日付で申請のあった奨励措置適用工場等の指定について、匝瑳市企業誘致及び雇用促進に関する条例第3条第3項の規定により下記のとおり指定する。

記

1 指定の条件

申請のあった工場等は、年 月 日までに稼動しなければならない。

2 奨励措置の内容

(1) 固定資産税の減免措置

投下固定資産に係る固定資産税について、年から年までの5年間免除する。

(2) 雇用奨励補助金の交付

匝瑳市企業誘致及び雇用促進に関する条例第7条に規定する条件を満たす場合は、第4号様式により別途申請すること。

第3号様式(第4条関係)

第 号  
年 月 日

様

匝瑳市長



奨励措置適用工場等指定却下通知書

年 月 日付で申請のあった奨励措置適用工場等の指定について、下記のとおり却下しましたので、匝瑳市企業誘致及び雇用促進に関する条例第3条第3項の規定により通知します。

記

却下理由

第4号様式（第5条関係）

雇用奨励補助金交付申請書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者 住所（所在地）

事業主体の名称

代表者氏名 ㊟

年 月 日付け 第 号による指定に基づき、雇用奨励補助金の交付を受けたいので、匝瑳市企業誘致及び雇用促進に関する条例第7条第3項の規定により関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 工場等の名称及び所在地

3 新規常用雇用者の概要

(1) 当該工場等の稼働に伴う市内に住所を有する新規常用雇用者数（設置した工場等の事業開始の日から起算して1年を経過した日） 人

(2) 雇用者の名簿

番号	採用年月日	氏名	生年月日	住所


添付書類

- 1 奨励措置適用工場等指定書（第2号様式）
- 2 労働保険法第107条第1項の労働者名簿
- 3 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
- 4 住民票の写し（市内居住新規常用雇用者のみ・1箇月以内に交付されたもの）
- 5 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と定める書類

第5号様式（第6条関係）

雇用奨励補助金交付決定（却下）通知書

第 号  
年 月 日

様

匝瑳市長



年 月 日付けで申請のあった雇用奨励補助金の交付申請について、下記のとおり決定（却下）しましたので、匝瑳市企業誘致及び雇用促進に関する条例第7条第4項の規定により通知します。

記

1 次のとおり交付を決定する。

交付決定額 円

2 次のとおり申請を却下する。

却下理由

第6号様式（第7条関係）

雇用奨励補助金交付請求書

年 月 日

匝瑳市長 あて

請求者 住所（所在地）

事業主体の名称

代表者氏名 ⑩

年 月 日付けで交付決定のあった雇用奨励補助金について、匝瑳市企業誘致及び雇用促進に関する条例第7条第5項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名			
本支店名		種別	
口座番号			
フリガナ 口座名義人			

第7号様式(第8条関係)

奨励措置適用工場等承継申請書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者 住所 (所在地)  
事業主体の名称  
代表者氏名



匝瑳市企業誘致及び雇用促進に関する条例第8条第2項の規定により、適用工場等の地位を承継したいので下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 指定年月日 年 月 日
- 2 指定番号 第 号
- 3 譲渡人 住所 (所在地)  
事業主体の名称  
代表者氏名
- 4 承継年月日 年 月 日
- 5 承継理由 相続・譲渡・合併・その他( )

添付書類

- (1) 承継しようとする工場等に係る指定書
- (2) 固定資産を承継したことを証する書類
- (3) 承継しようとする者に係る次の書類
  - ア 承継しようとする者が行っている事業の概要を記した書面
  - イ 承継しようとする者が法人である場合は登記事項証明書
  - ウ 定款又は規約
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第8号様式(第8条関係)

第 号  
年 月 日

様

匝瑳市長

印

奨励措置適用工場等承継承認(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった奨励措置適用工場等の承継の承認について、  
下記のとおり承認(却下)しましたので、匝瑳市企業誘致及び雇用促進に関する条例第8条第  
3項の規定により通知します。

記

- 1 適用工場等の地位の承継を承認します。
- 2 申請を却下します。  
却下理由

第9号様式(第9条関係)

申請記載事項変更届出書

年 月 日

匝瑳市長 あて

届出者 住所(所在地)

事業主体の名称

代表者氏名 ㊟

匝瑳市企業誘致及び雇用促進に関する条例第9条の規定により、下記のとおり申請記載事項を変更したので届出します。

記

1 変更年月日 年 月 日

2 変更内容 ・変更前

・変更後

3 変更理由

添付書類

- 1 変更したことを証する書類
- 2 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

第10号様式(第10条関係)

第 号  
年 月 日

様

匝瑳市長 

奨励措置適用工場等指定取消通知書

匝瑳市企業誘致及び雇用促進に関する条例第10条第1項の規定により、下記のとおり奨励措置適用工場等の指定を取り消し、奨励措置を停止したので通知します。

記

- 1 取消理由
  
- 2 奨励措置の停止の内容

第11号様式(第11条関係)

第 号  
年 月 日

様

匝瑳市長 

奨励措置返還命令書

匝瑳市企業誘致及び雇用促進に関する条例第10条第2項の規定により、下記のとおり奨励措置に対する費用の返還を命じる。

記

1 決定年月日 年 月 日  
2 返還金額 金 円  
(内訳)

3 返還期限 年 月 日

第 1 号様式 (第 3 条関係)

第 2 号様式 (第 4 条関係)

第 3 号様式 (第 4 条関係)

第 4 号様式 (第 5 条関係)

第 5 号様式 (第 6 条関係)

第 6 号様式 (第 7 条関係)

第 7 号様式 (第 8 条関係)

第 8 号様式 (第 8 条関係)

第 9 号様式 (第 9 条関係)

第 1 0 号様式 (第 1 0 条関係)

第 1 1 号様式 (第 1 1 条関係)